

事務所通信

2008年11月号 No.41



(秋の上高地)

CONTENTS

- | | | | |
|------------------------|-----|----------------|-----|
| ● 所長コメント…「運」「鈍」「根」をつかむ | P 1 | ● 税務Q & A | P 5 |
| ● 年末調整の準備 | P 2 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P 6 |
| ● 医療保険制度の概要 | P 3 | ● 休日カレンダー あとがき | P 7 |
| ● 最近の税務調査状況 | P 4 | | |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

「運」「鈍」「根」をつかむ

「運」のつかみ方

昔から、事を成し遂げるために必要な条件として、「運」「鈍」「根」、つまり幸運と愚直と根気の3つがあると言われています。これは、経営にも相通じるものがあります。「運」は、幸運、不運というときの「運」のことですが、「果報は寝て待て」よろしく、黙っていても向こうから歩いてくるものではありません。「運」を機会として捉え、文字通りみずからの手で、足で「運ぶ」ものであると考えれば、「チャンス」を見逃がさないように掴む機敏さと、努力のないところに「運」も「チャンス」もめぐってはきません。とはいえ、「運去って金、鉄となり、時来たって鉄、金となる」という言葉もあります。ひとたび「運」に見放されると、持っていた金も鉄の値打ちしなくなり（バブル崩壊がこの状態）。自らの生活態度を正し、仕事に愛情を注ぎ、一生懸命に努力を続けるその姿勢に、「運」がいつの間にかピッタリ寄り添い、いつしかその流れに乗る。待っていたらバスがきたから「それ！」と飛び乗るようなものではありません。“はじめに運ありき”ではなく、“はじめに努力ありき”です。「世の中は、自分が中心となって動いているのではない。」ことを思い知るときから努力が始まります。職員・スタッフを大切に思う気持ち、利用者やその家族を大事にする心が生まれます。このようなことが、頭の中の理屈だけではなく、体の隅々まで染み込んだ経営者にこそ「運」が巡ってくるのです。

「鈍」の鍛え方

「鈍」とは何か。遅鈍、鈍感の「鈍」です。遅鈍であってはよいチャンスをつかむことができず、鈍感であっては才智に富んだ人にはとても及ばないということはありません。誰にだって、失敗はつきもの。この場合の「鈍」は、地道に、一步一步、堅実に進むという逆説的な意味として使われていると理解すればよいです。つまり、経営者は「何事につけ、過剰反応するな！」ということです。優秀な経営者ほど、自社のスタッフ（＝商品）やサービスには、不満、改善に対する課題意識を持つのが常です。そこへクレームが度重なると、一気に油に火を注ぐことになりかねません。トップがクレームで慌てふためく姿は、戦意が著しく損なわれます。経営は、思う通りにいかないのが当たり前、計画も遅れて当然、社員・幹部に裏切られることもあります、クレームが出てこないのが不思議です。・・・など、どれ一つをとっても試練であると受け止め、一旦スピードを落としつつ、じっくり構えて対処することです。

「根」の育て方

「根」は、いうまでもなく「根気」の「根」です。じっと一事に気をつめ、失敗することがあったとしても気を落とさず初心に従って進んでいくことです。余談ですが、「20歳までは名古屋で丁稚奉公し、30歳代は大阪でソロバンを覚え、40歳代になって江戸（東京）で一旗あげる人が成功する人」という言葉があります。東京には、地方で「根」を養った事業者の開業が相次いでいます。



年末調整の準備

今年も年末調整の時期が近づいてきました。今回は年末調整を行う上で必要となる書類等と被扶養者に該当する目安をご紹介します。

年末調整に必要な資料

- ① 平成21年分 給与所得者の扶養控除（異動）申告書
- ② 平成20年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書（配偶者の1年間の収入の種類及び収入金額）
- ③ 中途入社の方は、本年中で入社前にお勤めだった前勤務先の源泉徴収票
- ④ 生命保険料の控除証明書（一般・個人年金）
- ⑤ 地震保険料の控除証明書
- ⑥ 国民年金、国民年金基金の証明書
- ⑦ 住宅ローン控除をされている方は、すでに税務署から送付されている住宅取得特別控除証明書及び年末住宅借入金残高証明書
- ⑧ ご本人や、その控除対象配偶者、扶養者で障害者に該当する方は、障害者手帳のコピー
- ⑨ 小規模企業共済等掛金控除証明書
- ⑩ 給与から天引されたもの以外で支払った社会保険料の証明書（領収証）もしくは正確な金額

注意していただきたい点

1. 扶養控除（異動）申告書や保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書は各人からの署名押印が必要です。
2. 扶養控除申告書の提出がない場合は、給料から天引きされる源泉所得税が高くなります。（乙欄適用になります。）
3. 税法上の被扶養者に該当するかどうかは下記を目安として下さい。

<被扶養者の所得が給与所得のみの場合>

1年間の給与収入（天引前で通勤手当を含まないもの）が合計で**103万円以下の人**

※**配偶者の場合**、給与収入が103万円を超えていても、**141万円未満の人**であれば、配偶者特別控除（最高38万円）を受けることができますので、配偶者の正しい収入金額を把握しておく必要があります。

<被扶養者の所得が公的年金のみの場合>

65歳未満の人・・・1年間の年金収入額が**108万円以下の人**

65歳以上の人・・・1年間の年金収入額が**158万円以下の人**

4. 被扶養者に複数の収入がある場合は合計所得での判定となりますので当事務所担当者にご相談ください。（被扶養に該当しないことが後日判明しますと、追加納税が必要となります。）

< 伊 藤 >

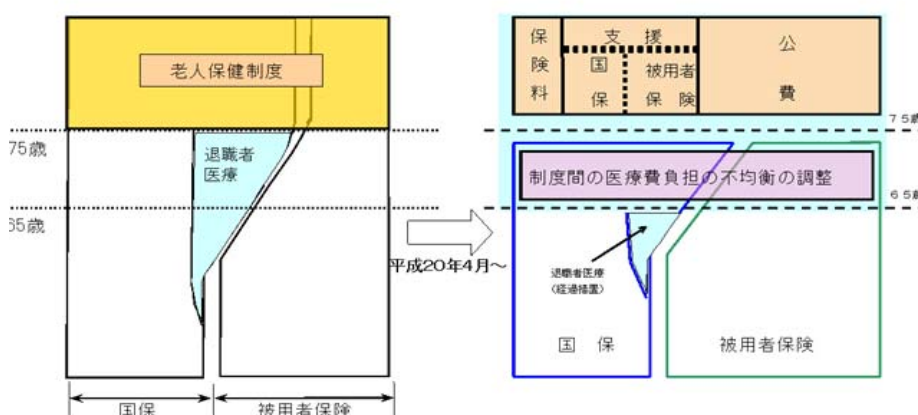
医療保険制度の概要

制度	被保険者		保険者	給付事由
医療保険	健康保険	一般	健康保険の適用事業所で働くサラリーマン・OL(民間会社の勤労者) * 全国健康保険協会 * 健康保険組合	業務外の病気・ケガ、出産、死亡、(船保は職務上の場合を含む)
		法第3条2項の規定による被保険者	健康保険の適用事業所に臨時に使用される人や季節的に事業に従事する人等(一定期間を超えて使用される人を除く) 全国健康保険協会	
	船員保険(疾病部門)	船員として船舶所有者に使用される人	政府(社会保険庁)	
	共済組合(短期給付)	国家公務員、地方公務員、私学の教職員	各種共済組合	病気・けが、出産、死亡
国民健康保険	健康保険・船員保険・共済組合等に加入している勤労者以外の一般住民	市(区)町村		
退職者医療	国民健康保険	厚生年金保険など被用者年金に一定期間加入し、老齢年金給付を受けている65歳未満等の入	市(区)町村	病気、けが
高齢者医療	* 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)	75歳以上のおおよび 65歳~74歳以上で一定の障害の状態にあることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人	後期高齢者医療広域連合	病気、けが

- ※ 中小企業で働く従業員やその家族の皆様が加入されている健康保険(政府管掌健康保険)は、従来、国(社会保険庁)で運営されていましたが、平成20年10月1日、新たに全国健康保険協会が設立され、民間職員による協会運営となりました。
- ※ 健康保険組合とは、社員700人以上の企業が国の許可を受けて単独で設立する「単一健保組合」と、3000人以上であれば、同業種の複数の企業が共同で設立する「総合健保組合」があります。

<老人保健制度>

<長寿医療制度>



♥ 納めた保険料は、所得税や住民税を申告する際に社会保険料控除の対象となり、本人または生計が同じ家族の保険料を支払った場合に適用されます。 納付方法により適用対象者が異なります。

- 【特別徴収】 ●年金からの徴収 → 本人 ●口座振替 → 口座名義人
- 【普通徴収】 ●口座振替、納付書 → 保険料を負担した人

< 広 川 >

最近の税務調査状況

関東信越国税局より所得税及び個人事業者の消費税について、平成19事務年度(平成19年7月から平成20年6月までの間)に実施した調査等の状況報告がありましたので、一部掲載します。

所得税の調査等の状況

		平成19事務年度	平成18事務年度	対前年比率
調査等件数		101,525 件	88,670 件	114.5%
申告漏れ等の非違件数		72,257 件	62,559 件	115.5%
一件当たり	申告漏れ所得金額	1,377 千円	1,341 千円	102.7%
	追徴税額			
	本税	132 千円	150 千円	88.0%
	加算税	27 千円	27 千円	100.0%
	計	159 千円	177 千円	89.8%

所得税(譲渡所得)の調査等の状況

		平成19事務年度	平成18事務年度	対前年比率
調査等件数		9,595 件	11,834 件	81.1%
申告漏れ等の非違件数		5,998 件	6,547 件	91.6%
1件当たり申告漏れ所得金額		3,460 千円	3,192 千円	108.4%

消費税の調査等の状況

		平成19事務年度	平成18事務年度	対前年比率
調査等件数		10,761 件	10,703 件	100.5%
申告漏れ等の非違件数		8,472 件	8,504 件	99.6%
一件当たり	追徴税額			
	本税	263 千円	244 千円	107.8%
	加算税	48 千円	43 千円	111.6%
	計	311 千円	287 千円	108.4%

1件当たりの事業所得の申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	前年順位	業種目	1件当たりの申告漏れ所得金額	1件当たりの追徴税額(含加算税)	直近の年分に係る申告漏れ割合
位			万円	万円	%
1	3	キャバレー	4,674	1,442	66.3
2	—	病院	2,313	834	4.4
3	5	風俗業	2,313	619	75.9
4	—	仲立商	2,118	379	58.2
5	1	肉用牛生産業	1,843	340	78.2
6	10	バー	1,613	315	41.1
7	—	牛乳小売業	1,602	332	68.0
8	—	機械器具部品修理業	1,561	420	41.0
9	—	くず紙卸売業	1,376	223	29.1
10	—	解体工事業	1,358	258	56.2

< 堀 田 >

Q

当社の従業員 A は、妻 B が契約者となっている生命保険の保険料を支払ったとして、妻 B 名義の生命保険料控除証明書を添付した保険料控除申告書を提出してきました。当社で年末調整を行う際に、その保険料を生命保険料控除の対象としてよいでしょうか。

なお、その生命保険の被保険者及び満期保険金の受取人は B、死亡保険金の受取人は A となっています。

A

A がその保険料を支払ったことを明らかにした場合は、生命保険料控除の対象として差し支えありません。

生命保険料控除は、居住者が一定の生命保険契約等に係る保険料又は掛金を支払った場合に総所得金額等から控除することができます(所得税法第76条第1項)。この生命保険契約等については、その保険金等の受取人のすべてがその保険料等の払込みをする者又はその配偶者その他の親族(個人年金保険契約等である場合は、払込みをする者又はその配偶者)でなければなりません、必ずしも払込みをする者が保険契約者である必要はありません(所得税法第76条第3項)。

したがって、保険契約者が保険料を支払うのが通例ですが、契約者の夫である A が支払ったことを明らかにした場合には、A の生命保険料控除の対象となります。

Q

本年中途に入社した従業員 A については、前職に係る給与等の金額が分かりませんが、法定調書の提出範囲をどのように判定すればよいのですか。

なお、「給与所得者の扶養控除等申告書」は、提出されています。

A

貴社の支払金額が 250 万円を超える場合には、「給与所得の源泉徴収票」を税務署に提出する必要があります。

中途就職者について、前職分の「給与所得の源泉徴収票」がなく、給与等の金額が確認できない場合には、年末調整を行うことができません。

したがって、従業員 A は、年末調整をしなかった者で「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した者となりますので、貴社における給与の支払金額が 250 万円を超える場合には、「給与所得の源泉徴収票」を税務署に提出することとなります。

参考: 国税庁HP 質疑応答事例より
<http://www.nta.go.jp/>



< 田 中 >

研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
11月25日(火) 午後6時30分～	テルモ経営研究会 「貴社の永続的繁栄のための 経営承継サクセスプラン2008」 ＜TKC経営革新セミナー＞	加藤森苑里士事務所	加藤輝守	無料
11月27日(木) 午後1時00分 ～ 午後4時00分	日本政策金融公庫 融資相談会	加藤森苑里士事務所	日本政策金融公庫 高田支店	—

会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

～ おもしろ雑学 ～

「君が代」には二番の歌詞がある。
 一番は「君が代は 千代に八千代に さざれ石の 巖となりて 苔の
 むすまで うごきなく 常磐かきはに かぎりもあらし」二番は「君
 が代は 千尋の底の さざれ石の 鵜のいる磯と あらはるるまで
 かぎりなき みよの栄を ほぎたてまつる」
 一番の前半部分が国歌斉唱に歌われるようになったのは明治30年代
 のことである。



教育マガジン「おもしろ雑学集より」(担当:池原)



休日カレンダー



11月（霜月）November

日	月	火	水	木	金	土
						1 倉又・堀田
2	3 文化の日	4	5	6	7	8 田中・広川
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22 池原・原
23 勤労感謝の日	24 振替休日	25 テルモ経営研究会	26	27 融資相談会	28	29
30						

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
- ・ 土曜日も元気に営業しています。
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)



11月の税務

- 11月10日 平成20年10月分源泉所得税・住民税の納付
- 11月17日 所得税予定納税額の減額申請
- 12月1日 平成20年9月決算法人の法人税等・消費税確定申告
平成21年3月決算法人の法人税等中間申告
平成21年3月決算法人の消費税中間申告
平成21年6月・3月・平成20年12月決算法人の消費税中間申告
所得税予定納税額第2期分の納付
特別農業所得者の予定納税額の納付
事業税第2期分の納付

あとがき

今年もあっという間に11月を迎えました。1年という月日がとても短く感じられます。
先日、小学校で「早寝早起き朝ごはん」という取り組みを1ヶ月間しました。子供の生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる運動です。
朝ごはんを食べないとやはり活力がでません。これからの時期、暖かい布団から出たくなくなりますが、早起きをしてしっかりと朝ごはんを食べる！そのためには早く寝る！
そんな当たり前のことを心がけて、体調を崩さないよう、乗り切ろうと思います。

< 小 森 >